

納税の公平性を保つために 財産の差押えを実施しています

税金は、納期限までに納税者の皆さんに自主的に納めていただくもので、これが税本来の姿です。税負担の公平性を確保するため、納期限内納税にご理解・ご協力をお願いします。

が困難な場合は、役場収納課へご相談ください。

◇納税の相談・納付書の再発行については役場収納課に課税に関するご質問は各担当課（税務課・国保年金課・福祉介護課）にお問い合わせください。

滞納状態を放置すると

納期限までに完納されなかった場合、本人の意思とは関係なく、督促手数料、延滞金（年率14・6%）を課されることとなります。その他にも納期限内に納付しないことにより差押え等の滞納処分を受けると、経済的な不利益や社会的信用を失うことにもなりかねません。
病気、離職、事業不振などにより納期限内に納めること

差押えの対象となる主な財産

▼不動産

不動産差押えは、滞納者に対する差押書の送達によって行い、法務局に差押えの登記を嘱託します。また、抵当権を設定している金融機関などの権利者にも差押えの通知をします。差押え後も、滞納税を完納されない場合は、公売により換価します。

▼預貯金

預貯金差押えは、第三債務者である銀行などに対する債権差押通知書の送達により行います。滞納税額に関わらず、原則、その全額を差押え・取立てします。なお、村では、茨城県内の銀行などを中心に、村滞納者の財産調査を順次行っています。

▼生命保険金

生命保険金（保険金・解約返戻金の支払請求権、利益配当請求権など）差押えは、第三債務者である生命保険会社などに対する債権差押通知書の送達により行います。差押え後も、滞納税を完納されない場合は、保険契約を解約し、解約返戻金を取立てします。なお、村では、全国の生命保険会社などに対して、村滞納者の財産調査を順次行っています。

▼給料等

給料等（給与・賞与・退職手当）差押えは、第三債務者である勤務先に対する債権差押通知書の送達により行います。生活の保護などの観点から一定部分の差押えは禁止されていますが、給与・賞与については、継続的な収入であるため、国税徴収法第66条の規定により、滞納税額の全額を徴収できるまで、差押えの効力が及びます。

▼売掛金

売掛金差押えは、第三債務者である取引（売掛）先に対する債権差押通知書の送達により行います。滞納税額に関わらず、原則、その全額を差押え・取立てします。継続的な収入であるため、国税徴収法第66条の規定により、滞納税額の全額を徴収できるまで、差押えの効力が及びます。

滞納処分は法律に基づく強制処分です

督促発布 地方税法第329条、第371条、第457条 他

納期限までに村税などが完納されない場合は、督促状を発しなればなりません。

財産調査 地方税法第298条、国税徴収法第142条 他

滞納処分のために必要なときは、滞納者、官公庁、金融機関、取引先、滞納者の財産を占有する第三者などに対し、質問および検査、捜索をすることができます。

財産差押え 地方税法第331条、第373条、第459条 他

督促状を発した日から10日を経過した日までに、納税者が滞納となっている村税などを完納しないときは、その納税者の財産を差押えなければなりません。

換価 国税徴収法第67条、第94条、第109条 他

差押え不動産については公売、預貯金等の差押え債権については取立てにより、差押え財産を金銭に換えます。

配当 国税徴収法第129条

差押え財産の換価代金を村税などへ配当します。